電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法（注１）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注１　次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。
(1)　第38条第２項において準用する同法第35条第３項
(2)　第38条第２項において準用する同法第35条第４項
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第20の２中「第42条第１項（同条第４項において準用する）第42条第２項」を「同条第１項同条第２項」に、「第42条第１項第42条第２項第42条第４項に」を「同条第１項同条第２項」に改める。

おいて準用する同条第１項」を「同条第３項」に、「同条第３項」を「第42条第３項」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第七十三号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第十五条の二の見出しを「（有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備）」に改め、同条中「有線テレビジョン放送施設の線路」を「有線放送設備（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号に規定する有線一般放送（以下単に「有線一般放送」という。）を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）」に改め、同条第一号中「有線テレビジョン放送施設のうち第四条第二項第二号の線路以外の有線電気通信設備（以下この条において「有線テレビジョン放送設備」という。）を「有線放送設備（事業用電気通信回線設備と同一の線路を使用する部分を除く。以下この条において同じ。）」に、「、有線テレビジョン放送設備」を「、有線放送設備」に改め、同条第二号及び第三号中「有線テレビジョン放送設備」を「有線放送設備」に改め、同条第四号中「利用者が端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設の受信者端子（有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二条第五号の受信者端子をいう。以下同じ。）との間の分離度は二五デシベル以上であること。」を「有線一般放送の受信設備から副次的に発する電磁波による妨害を受けないよう、次に掲げる要件を満たすこと。」に改め、同号の次に次のように加える。

イ　有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再送信することを含む。以下この条において同じ。）以外の有線一般放送を行うためのものである場合にあつては、利用者が端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子（放送法施行規則第百五十条第四号の受信者端子をいう。）との間の分離度が二五デシベル以上であること

ロ　有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送を行うためのものである場合にあつては、必要な妨害対策措置が講じられたものであること

第十七条第二項中「有線テレビジョン放送施設」を「有線放送設備」に改め、「有線テレビジョン放送」を「有線一般放送」に改める。

第二十条の二中「専用設備」の下に「（専用役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備をいう。）」を加える。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第七十四号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取（第四十条―第四十二条）」を「第三章　不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取（第四十条―第四十二条）」に、「第四章　不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取（第四十三条・第四十四条）」を「第四章　省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取（第四十三条・第四十四条）」に改める。

第一条中「、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十三条の十三、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第九条、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二十八条又は電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二十一条」を「又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条」に、「、放送法第五十三条の十一第一項若しくは第二項又は電気通信役務利用放送法第十九条第一項若しくは第二項」を「又は放送法第百七十八条第一項若しくは第二項」に改める。

第三章を削る。

第四十三条第一項中「、放送法第五十三条の十第一項第五号又は電気通信役務利用放送法第十八条第一項第二号」を「又は放送法第百七十七条第一項第四号」に、「、放送法第五十三条の十一第一項又は電気通信役務利用放送法第十九条第一項」を「又は放送法第百七十八条第一項」に改め、同条第二項中「第四十四条」を「第四十二条」に改め、第四章中同条を第四十条とする。

第四十四条中「、第五条から第三十九条まで、並びに第四十一条」を「並びに第五条から第三十九条まで」に改め、同条の表中「第四十三条第一項」を「第四十条第一項」に、

前項	第四十条第二項
審理開始通知書	意見聴取開始通知書

を

前項	第四十条第二項
審理開始通知書	意見聴取開始通知書

に改め、同表第四十一条の項を削り、同条を第四十二条とし、同条の前に次の一条を加える。